

# 合併協議会開催状況

平成15年2月28日(金)午後1時30分から

東予市総合福祉センター2階会議室

## 報告事項

第19号予備費の充用について  
協議会事務局職員の増員に伴  
い、必要となつた経費の予備費充  
用について報告がありました。

第20号 第3回新市名候補選定小  
委員会報告

第22号 第4回新市名候補選定小  
委員会報告

第21号 第6回新市建設計画策定  
小委員会報告

第24号 第7回新市建設計画策定  
小委員会報告

第24号 第3回新市の事務所の位  
置検討小委員会報告

各小委員会の開催結果につ  
いて、各委員長から報告がありまし  
た。詳細は小委員会開催状況をご  
覧ください。

協議第10号「継続・地方税の取扱い  
(その1)について  
第4回合併協議会に提案され継  
続協議となつていた案件について  
引き続き協議を行いました。

委員 固定資産税の評価について  
説明が無いが、評価につ  
いての問題はないか。市街化調整区  
域の農地を含めて、評価基準を見  
直す必要が生じて來るのではないか。

審議の結果、再度継続審議となり  
ました。

## 事務局

土地評価については、鑑定  
人を入れて路線価方式及び  
基準地からの比準方式により差が  
無い方法で行つており、大きな差  
は無く、基本的に問題はない。た  
だし、行政体が異なることから若  
干の見直しは必要となる場合があ  
ると思われる。

委員 法人税については、丹原  
町、小松町には中小企業が  
多く、増税になることを懸念して  
いる。不況の中の経営であり、増  
税とならない方法はないか。市町  
村の合併に関する法律では、5年  
間の不均一課税も認められている  
が、適用できないか。

事務局 法人市民税は、法人税割を  
制限税率としても、均等割  
が統一されることによる減収の方  
が大きく、全体でも減収となる。  
法人税割の不均一課税は、制度的  
には可能であり、調整方針でも平  
成16年度中は不均一としている。  
しかし、平成17年度からは負担公  
平の原則から、制限税率に統一す  
る調整案にしている。

現在の県下12市は全て制限税率を  
採用している。

協議第11号(新規) 使用料・手数  
料の取扱い(その1)について  
次のとおり調整方針案が提案さ  
れました。

手数料については、住民の  
「一体性の確保の原則」及び  
「負担公平の原則」を基本と  
して、住民負担に配慮し、合  
併時に統一する。

調整方針案は継続協議となりま  
した。

協議第12号(新規) 地域審議会の取  
扱いについて

地域審議会の取扱いについて、  
次のとおり調整方針案が提案され  
ました。

市町村の合併の特例に関する法  
律第5条の4の規定に基づく地域  
審議会を、合併前の西条市、東予  
市、丹原町及び小松町の各区域ご  
とに設置する。

設置に当つては、地域審議会の  
設置に関する事項のとおりとす  
る。

委員が認める事項」「審議会は  
必要と認める事項について審議  
し」とあるが、どういう場合を示  
しているのか。

事務局 所掌事務中の「その他市長  
が必要と認める事項」は、  
新市建設計画の変更及び執行状況  
に関する事項のほか、地域に関連  
する事項を市長が諮問することが  
あります。

できる規定であり、「審議会は、必  
要と認める事項について審議す  
る」とは、審議会が独自に施設の  
管理面や福祉施策、ゴミ処理方法  
などの環境に関することなどを協  
議して、市長に意見を述べること  
ができる規定である。

委員 設置期間が10年であるが、  
長いのではないか。

事務局 設置期間を10年間としている  
のは、新市建設計画の計  
画期間を10年間としていることに  
対応させたからである。

委員 設置期間が10年であるが、  
長いのではないか。

事務局 設置期間を10年間としている  
のは、新市建設計画の計  
画期間を10年間としていることに  
対応させたからである。

協議第13号新市将来構想について  
新市建設計画策定小委員会で審  
議された「新市将来構想」がまと  
まり、報告書が提出され、審議を  
行いました。

調整方針案は継続協議となりま  
した。

協議第14号新市将来構想について  
新市建設計画策定小委員会で審  
議された「新市将来構想」がまと  
まり、報告書が提出され、審議を  
行いました。

調整方針案は継続協議となりま  
した。

は義務づけられているのか。

事務局 地域審議会を設置するかど  
うかは任意であり、地域住  
民の合併に伴う不安を払拭するた  
め、地域ごとの必要に応じて設置  
することとし、あらかじめ合併関  
係市町村の議会の議決を経ること  
とされている。

調整方針案は継続協議となりま  
した。

協議第15号新市将来構想について  
新市建設計画策定小委員会で審  
議された「新市将来構想」がまと  
まり、報告書が提出され、審議を  
行いました。

調整方針案は継続協議となりま  
した。

協議第16号新市将来構想について  
新市建設計画策定小委員会で審  
議された「新市将来構想」がまと  
まり、報告書が提出され、審議を  
行いました。

調整方針案は継続協議となりま  
した。

協議第17号新市将来構想について  
新市建設計画策定小委員会で審  
議された「新市将来構想」がまと  
まり、報告書が提出され、審議を  
行いました。

調整方針案は継続協議となりま  
した。

協議第18号新市将来構想について  
新市建設計画策定小委員会で審  
議された「新市将来構想」がまと  
まり、報告書が提出され、審議を  
行いました。

調整方針案は継続協議となりま  
した。

協議第19号新市将来構想について  
新市建設計画策定小委員会で審  
議された「新市将来構想」がまと  
まり、報告書が提出され、審議を  
行いました。

調整方針案は継続協議となりま  
した。

協議第20号新市将来構想について  
新市建設計画策定小委員会で審  
議された「新市将来構想」がまと  
まり、報告書が提出され、審議を  
行いました。

調整方針案は継続協議となりま  
した。

協議第21号新市将来構想について  
新市建設計画策定小委員会で審  
議された「新市将来構想」がまと  
まり、報告書が提出され、審議を  
行いました。

調整方針案は継続協議となりま  
した。

協議第22号新市将来構想について  
新市建設計画策定小委員会で審  
議された「新市将来構想」がまと  
まり、報告書が提出され、審議を  
行いました。

調整方針案は継続協議となりま  
した。

協議第23号新市将来構想について  
新市建設計画策定小委員会で審  
議された「新市将来構想」がまと  
まり、報告書が提出され、審議を  
行いました。

調整方針案は継続協議となりま  
した。